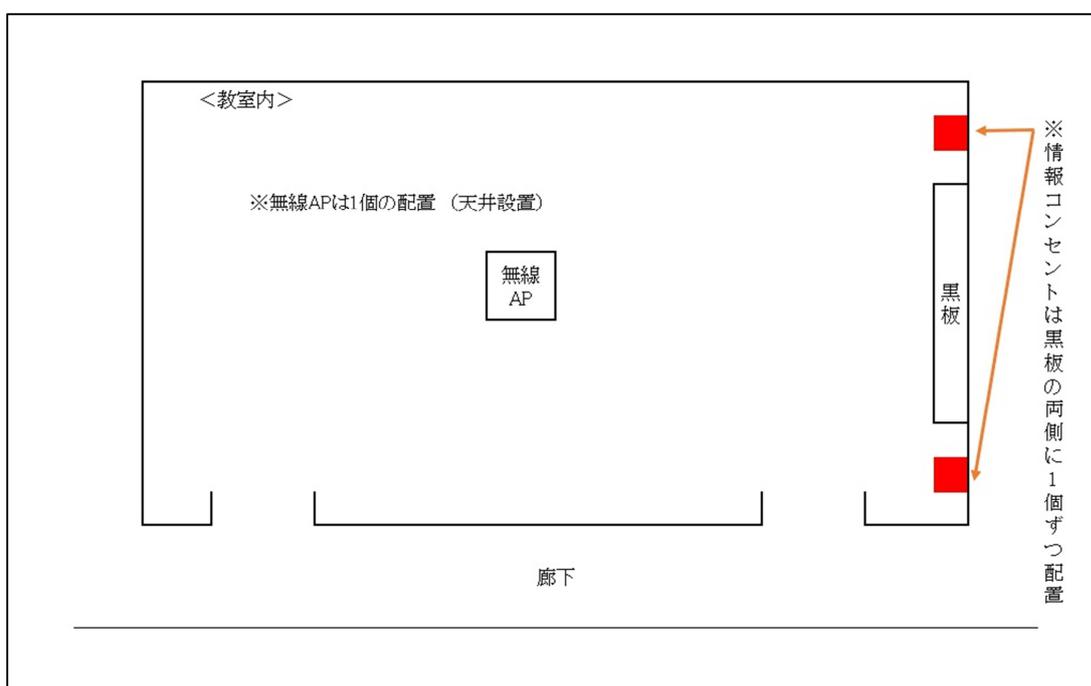


【別紙1】 校内 LAN 整備標準

パターン①（普通教室、理科室、図工室、家庭科室、技術室、音楽室、美術室、英語教室、特別支援教室、少人数教室、図書室、保健室等）

※図書室・保健室は情報コンセントの設置は不要となるが、名護市と協議の上、有線 LAN を配線すること。



パターン②（体育館・多目的スペース）

無線 AP は、館内・室内に 2 台設置すること。

情報コンセントは 2 個設置すること。

※羽地小・名護小・久辺小・大北小・稲田小・大宮小・屋部小学校中山分校・羽地中・久辺中・大宮中の 10 校については、体育館に名護市防災 Wi-Fi を設置しているため、無線アクセスポイントの調達と設置は含まないこと。

パターン③（職員室・パソコン教室）

無線 AP は、室内に 2 台設置すること。ただし、小規模校においてはその限りではない。

情報コンセントの設置は不要となるが、名護市と協議の上、有線 LAN を配線すること。